

別表第2（第4条関係）

1 経営等改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資 金 の 種 類	貸 付 け の 相 手 方
1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下のものに限る。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者（以下「認定中小企業者」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化法」という。）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行う者（以下「促進事業者」という。）。
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	1と同じ。
3 補機関等駆動機器等設置資金	1と同じ。
4 燃料油消費節減機器等設置資金	1と同じ。
5 新養殖技術導入資金	1と同じ。
6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者、促進事業者。
7 環境対応型養殖業推進資金	6と同じ。
8 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）。
9 救命消防設備購入資金	8と同じ。
10 漁船転覆防止機器等設置資金	8と同じ。
11 漁船衝突防止機器等購入資金	8と同じ。
12 漁具損壊防止機器等購入資金	8と同じ。
13 海苔品質向上設備購入資金	8と同じ。
14 前各号に掲げるもののほか、知事が農林水産大臣と協議して指定する資金	8と同じ。

2 生活改善資金の種類ごとの貸付け相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者たる個人
2 住居利用方式改善資金	1と同じ。
3 婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体

3 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 研修教育資金	青年漁業者（おおむね18歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。）、沿岸漁業労働従事者（おおむね18歳以上50歳未満の者に限る。）、その他の漁業を担うべき者及び沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
2 高度経営技術習得資金	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体
3 漁業経営開始資金	2と同じ。